

第102回 定時株主総会 招集ご通知

2018年4月1日から2019年3月31日まで

開催情報

日時

2019年6月21日（金）午前10時

場所

埼玉県新座市北野三丁目6番3号

当社本社

※ 末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
- 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

■ 株主総会にご出席いただけない場合



郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使期限

2019年6月20日（木）

午後5時まで

詳細はP2をご覧ください ▶

最先端の「エコ・省エネ製品」で
地球環境に貢献しています

サンケン電気株式会社

証券コード 6707

株 主 各 位

埼玉県新座市北野三丁目6番3号
サンケン電気株式会社
代表取締役社長 和田 節

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により次頁記載の方法にて議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月20日（木曜日）午後5時までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2019年6月21日（金曜日）午前10時	
2	場 所	埼玉県新座市北野三丁目6番3号 当社本社	
3	会議の目的事項	報告事項	1. 第102期（自2018年4月1日 至2019年3月31日） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第102期（自2018年4月1日 至2019年3月31日） 計算書類報告の件
		決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役9名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

- ・事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.sanken-ele.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、上記の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様へ提供しております。なお、これらウェブサイトに掲載した事項は、監査報告作成に際し、監査役及び会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権の行使方法につきまして

株主総会の議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類（24ページ～34ページ）の内容をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主総会当日ご出席頂く場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場頂けませんので、ご注意ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参頂きますよう、お願い申し上げます。

書面により議決権を行使頂く場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、行使期限までに到着するようご返送下さい。

◆ 行使期限： 2019年6月20日（木） 午後5時まで

スマートフォン・パソコンにより議決権を行使頂く場合



スマートフォンをご利用の方は、同封の『スマート行使』の使い方をご参照頂き、議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り頂くことで議決権を行使できます。

（QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。）

パソコンをご利用の方は、議決権行使ウェブサイトアクセスして頂くことで議決権を行使できます。詳細は35ページのご案内をご参照下さい。
（議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>）

◆ 行使期限： 2019年6月20日（木） 午後5時まで

- ・ 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。

機関投資家の皆様へ：

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」の利用を事前に申し込まれた場合、当該プラットフォームをご利用頂くことができます。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社がビジネスを展開するグローバルなエレクトロニクス市場においては、2019年3月期連結会計年度の上半期、まず車載向け製品市場に関し、環境対応車輛の拡大や安全機能の一段の強化に伴い、関連する電子部品の需要が拡大しました。特に、自動車1台当たり搭載される電子部品個数の増大により、自動車販売台数が減少に転じた中で、当社の売上は底堅く推移しました。また、エアコン、洗濯機、冷蔵庫等の白物家電市場に関しましては、中国をはじめとするアジア地域で、省エネ性能に優れるインバータ化が加速し、その結果、中国経済全般の成長鈍化や非インバータ機を含むエアコン市場全体の生産調整等のマイナス要因はありましたものの、売上は引き続き好調に推移しました。その一方で、産業機器市場については、上半期は企業収益の改善や成長分野への対応等に伴う設備投資増加により底堅く推移しましたが、下半期に入り、世界的な景況感の悪化、中国における景気減速とこれに伴う設備投資の抑制などにより、日本国内の資本財輸出メーカーからの受注が先送りされるなど、市況環境が悪化しました。

こうした中、当社は「2018年中期経営計画」をスタートさせ、計画初年度である当期は「成長戦略の実現」、「働き方改革の推進」及び「財務体質の強化」を基本方針に掲げ、業績改善はもとより、開発力強化に向け、「開発改革」の推進や海外開発拠点の拡充などに注力し、新たな成長に向けた基礎づくりに取り組んでまいりました。

当連結会計年度の具体的な業績数値としては、上半期に関しては、半導体デバイス事業の販売が堅調に推移いたしましたが、下半期に入り中国の景気減速等の影響を受けて伸び悩んだこと及び、パワーシステム事業での不採算製品の販売撤退等により、連結売上高は1,736億50百万円と、前連結会計年度比15億59百万円(0.9%)減少とほぼ横ばいとなりました。損益面につきましては、ウエハ購入価格の上昇、開発拠点新設に伴う人件費増加など固定費の増加、設備投資の増加による償却費の上昇などを要因として、連結営業利益は105億31百万円と、前連結会計年度比14億95百万円(12.4%)減少しました。また、連結経常利益につきましても91億73百万円と、前連結会計年度比26億35百万円(22.3%)減少いたしましたが、前期に計上した構造改革費用を主とする多額の特別損失が当期はございませんので、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、39億67百万円(前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失114億21百万円)を計上いたしました。

以下、事業別概況についてご報告いたします。

半導体デバイス事業

当事業につきましては、エアコンをはじめとする白物家電向け製品の販売は中国を中心に海外市場において、引き続き伸長したものの、自動車向け製品や産業機器向け製品の販売は、米中貿易摩擦の影響や中国の景気減速に伴う需要の減少により、連結売上高は1,472億11百万円と、前連結会計年度比33億74百万円(2.3%)の微増にとどまり、また、損益面につきましては、需要減少に伴う稼働率低下を受け、連結営業利益は130億25百万円と、前連結会計年度比12億10百万円(8.5%)減少いたしました。

パワーシステム事業

当事業におきましては、中国の景気減速に伴う設備投資抑制の影響を受け、国内の資本財輸出メーカー向けの電源システム製品の販売が先送りされたことに加え、採算性が悪化しているAV・OA市場向け製品の販売撤退を主とする構造改革を進めていることから、連結売上高は264億38百万円と、前連結会計年度比49億34百万円(15.7%)の減少となりました。しかしながら、損益面につきましては、構造改革により製品構成が良化し、連結営業利益5億49百万円と、前連結会計年度比74百万円(15.8%)増加いたしました。

事業区分別連結売上高

区 分	第 101 期 (前連結会計年度)	構成比	第 102 期 (当連結会計年度)	構成比
	百万円	%	百万円	%
半 導 体 デ バ イ ス 事 業	143,836	82.1	147,211	84.8
パ ワ ー シ ス テ ム 事 業	31,373	17.9	26,438	15.2
合 計	175,209	100.0	173,650	100.0

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は、193億87百万円となりました。その主な内容は、当社での半導体デバイス製品の信頼性評価機能の強化並びにアレグロ マイクロシステムズ インクでの半導体デバイス製品の生産増強等を目的とした投資であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、借入金の返済資金及びコマーシャル・ペーパー償還資金の一部に充当することを目的に、第12回無担保社債及び第13回無担保社債を発行し、総額100億円の資金調達を実施いたしました。

(4) 対処すべき課題

2020年3月期につきましては、米中貿易摩擦の長期化に伴う影響から、世界経済が全体としては不透明感を増しているものの、当社が属する省エネ・環境対応製品の市場においては、インバータ化が進む白物家電の市場拡大及びマイルド・ハイブリッド車両などの環境対応車両の伸長や、ADAS（先進運転支援システム）など安全機能の強化が進む自動車向けの市場において、半導体デバイスの需要拡大が見込まれています。また、パワーシステム事業においても、我が国における国土強靱化諸施策の実施による電源システムへの需要拡大、通信市場において5G通信規格の普及による新たな小型セル向け基地局用電源の伸長等が期待されており、エレクトロニクス業界を取り巻く市場に大きな変化が起きております。2020年3月期は、こうした変化を大きな機会と捉えた上で、引き続き売上成長の実現と収益力の向上を通じ、業績の改善と財務体質の強化を目指すとともに、働き方改革の促進、SDGsへの取り組みを通じて企業価値の向上を図り、中期経営計画が目指す「持続的な成長の実現」に向けて、全社一丸となって事業の拡大に邁進していく所存です。株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りたく、お願い申し上げます。

事業報告

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		2015年度 (第99期)	2016年度 (第100期)	2017年度 (第101期)	2018年度 (第102期) (当連結会計年度)
売 上 高	百万円	155,919	158,772	175,209	173,650
営 業 利 益	百万円	6,803	5,930	12,026	10,531
経 常 利 益	百万円	3,791	5,026	11,808	9,173
親会社株主に帰属する 当期純利益(△純損失)	百万円	171	1,739	△11,421	3,967
1株当たり当期純利益 (△純損失)	円	1.41	14.35	△94.24	163.70
総 資 産	百万円	184,711	182,700	185,359	188,192
純 資 産	百万円	53,959	54,736	72,283	78,541

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、自己株式を控除した期中の平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。第102期の1株当たり当期純利益につきましては、この株式併合が期初に行われたと仮定して算出しております。
 3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、電気機械器具の製造・販売を主要な事業としており、主な製品は次の通りであります。

事業名	主な製品
半導体デバイス事業	パワーモジュール、パワーIC、コントロールIC、ホールセンサー、トランジスタ、ダイオード、LED、LED照明
パワーシステム事業	無停電電源装置、汎用インバータ、直流電源装置、高光度航空障害灯、蓄電システム、パワーコンディショナー、スイッチング電源、トランス

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社

事業所名称	所在地	事業所名称	所在地
本 社	埼玉県新座市	仙台営業所	宮城県仙台市
川 越 工 場	埼玉県川越市	名古屋営業所	愛知県名古屋市
東京事務所	東京都豊島区	金沢営業所	石川県金沢市
大阪支店	大阪府大阪市	広島営業所	広島県広島市
札幌営業所	北海道札幌市	九州営業所	福岡県福岡市

② 子会社

次頁「(8) 重要な子会社の状況」をご参照下さい。

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率 %	主要な事業内容	事業所 名称	所在地
石川サンケン株式会社	95 百万円	100.0	半 導 体 の 製 造	本社・ 堀松工場	石川県羽咋郡志賀町
				志賀工場	石川県羽咋郡志賀町
				町野工場	石川県輪島市
				内浦工場	石川県鳳珠郡能登町
山形サンケン株式会社	100 百万円	100.0	半 導 体 の 製 造	本社	山形県東根市
鹿島サンケン株式会社	75 百万円	100.0	半 導 体 の 製 造	本社	茨城県神栖市
福島サンケン株式会社	50 百万円	100.0	半 導 体 の 製 造 ・ 販 売	本社	福島県二本松市
サンケンオプトプロダクツ株式会社	90 百万円	100.0	半 導 体 ・ パ ワ ー シ ス テ ム の 製 造	本社	石川県羽咋郡志賀町
大連三墾電気有限公司	66 百万円	100.0	半 導 体 の 製 造 パ ワ ー シ ス テ ム の 製 造 ・ 販 売	本社	中国遼寧省
アレグロ マイクロシステムズ インク	105 千米ドル	67.2	半 導 体 の 開 発 ・ 製 造 ・ 販 売	本社	米国ニューハンプシャー州
アレグロ マイクロシステムズ エルエルシー	63 百万米ドル	※67.2	半 導 体 の 開 発 ・ 製 造 ・ 販 売	本社	米国ニューハンプシャー州
ポラー セミコンダクター エルエルシー	100 百万米ドル	※67.2	半 導 体 の 製 造	本社	米国ミネソタ州
ピーティー サンケン インドネシア	96 百万米ドル	100.0	パ ワ ー シ ス テ ム の 製 造 ・ 販 売	本社	インドネシア西ジャワ州
三墾力達電気(江陰)有限公司	36 百万円	60.0	パ ワ ー シ ス テ ム の 製 造 ・ 販 売	本社	中国江蘇省

(注) 1. 当事業年度、当社は、ピーティー サンケン インドネシアの債務超過解消による財務体質の健全化を目的に、同社に対する貸付金債権の現物出資を実施いたしました。この結果、ピーティー サンケン インドネシアの資本金は96百万米ドルとなっております。

2. ※印は、アレグロ マイクロシステムズ インクを通じての間接保有であります。

3. 当事業年度末日において、特定完全子会社に該当する子会社はございません。

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
9,481 名	244 名減

(注) 当社の従業員数（個別）は、1,085名であり、前期末比24名減少しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	5,298 百万円
株式会社日本政策投資銀行	5,000 百万円
株式会社三菱 UFJ 銀行	4,224 百万円
株式会社八十二銀行	2,465 百万円
株式会社みずほ銀行	2,359 百万円
株式会社埼玉りそな銀行	2,000 百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 51,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,098,060株
(自己株式 865,315株を含む)
- (3) 株主数 10,055名
- (4) 大株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,104 千株	8.68 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,794 千株	7.40 %
株式会社埼玉りそな銀行	1,202 千株	4.96 %
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカ운ト ジェイピーアールディ アイエスジー エフイー - エイシー	1,050 千株	4.33 %
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 5 0 5 2 5 3	724 千株	2.98 %
クレディ・スイス・アーゲー ダブリン ブランチ プライム クライアント アセット エクイティ アカ운ト	667 千株	2.75 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UC ITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	553 千株	2.28 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	457 千株	1.88 %
ビービーエイチ フィデリティ セレクト ポートフォリオズ エレクトロニクス ポートフォリオ インターナショナル イーキューサブ	448 千株	1.85 %
エムエルアイ フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラル ノントリーティーピービー	383 千株	1.58 %

- (注) 1. 当社は自己株式を865,315株保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しており、同日付で発行可能株式総数は257,000,000株から51,400,000株に、発行済株式総数は125,490,302株から25,098,060株になっております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	和田 節	
取 締 役	星 野 雅 夫	専務執行役員 デバイス事業本部長
取 締 役	鈴 木 善 博	常務執行役員 欧米事業戦略本部長 アレグロ マイクロシステムズ インク取締役会長
取 締 役	鈴 木 和 則	常務執行役員 営業本部長
取 締 役	高 荷 英 雄	上級執行役員 管理本部長
取 締 役	伊 藤 茂	上級執行役員 パワーシステム本部長
取 締 役	リチャード R. ルーリー	弁護士 日立造船株式会社社外取締役
取 締 役	藤 田 則 春	公認会計士 藤田則春公認会計士事務所代表
常任監査役(常勤)	太 田 明	
監 査 役(常勤)	鈴 木 昇	
監 査 役	和 田 幹 彦	
監 査 役	南 敦	弁護士 南法律特許事務所パートナー

- (注) 1. 2019年3月31日時点の状況を記載しております。
2. 取締役 伊藤 茂氏は2018年6月22日開催の第101回定時株主総会において取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役 リチャード R. ルーリー及び藤田則春の両氏は社外取締役であり、監査役 和田幹彦及び南 敦の両氏は社外監査役であります。当社は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として各氏を指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
4. 取締役 藤田則春氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しており、監査役 太田 明氏は、長年の当社での経理・財務部門における勤務経験を有しており、また、監査役 和田幹彦氏は、長年の金融機関での勤務経験を有しておりますことから、各氏はそれぞれ財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 曹路地 剛氏は、2018年6月22日開催の第101回定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

事業報告

6. 2019年3月31日現在における執行役員（取締役兼任者を除く）の状況は次の通りであります。

地 位	氏 名	担 当
常務執行役員	曹路地 剛	働き方改革推進本部長
上級執行役員	中道 秀機	デバイス事業本部技術本部長
執行役員	谷山 之康	デバイス事業本部オプト事業部長
執行役員	折戸 清規	営業本部副本部長兼名古屋営業統括部長 車載市場担当ゼネラルマネジャー
執行役員	金澤 正喜	デバイス事業本部商品事業部長
執行役員	岩田 誠	管理本部経営企画室長
執行役員	李 明 濬	デバイス事業本部技術本部副本部長 白物市場担当ゼネラルマネジャー
執行役員	坂内 哲男	デバイス事業本部技術本部アセンブリ技術統括部長
執行役員	安斎 澄男	パワーシステム本部パワーマーケティング統括部長
執行役員	吉田 智	営業本部東日本営業統括部長 産機市場担当ゼネラルマネジャー
執行役員	柳澤 正幸	管理本部総務人事統括部長
執行役員	高橋 広	デバイス事業本部生産本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人数	報酬等の額
取 締 役	9名	215百万円
監 査 役	4名	51百万円
合 計 (うち社外役員)	13名 (4 名)	267百万円 (27百万円)

(注) 1. 取締役の支給人数及び報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役1名分を含んでおります。
2. 上記の他、社外役員が当社連結子会社から受けた役員としての報酬額は27百万円であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

氏名	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役 リチャード R. ルーリー	リチャード R. ルーリー氏は、日立造船株式会社の社外取締役に就任しておりますが、当社と同社との間に開示すべき関係はございません。
社外取締役 藤田 則 春	藤田則春氏は、藤田則春公認会計士事務所の代表に就任しておりますが、当社と同事務所との間に開示すべき関係はございません。
社外監査役 南 敦	南 敦氏は、南法律特許事務所のパートナーを務めておりますが、当社と同事務所との間に開示すべき関係はございません。

② 主な活動状況

氏名	主な活動状況
社外取締役 リチャード R. ルーリー	リチャード R. ルーリー氏は、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、主に国際的な企業法務の経験と知識から発言を行っております。
社外取締役 藤田 則 春	藤田則春氏は、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、主に公認会計士としての長年にわたる実務経験と豊富な国際経験から発言を行っております。
社外監査役 和田 幹 彦	和田幹彦氏は、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、主にこれまでの企業経営者としての豊富な経験と知識から発言を行っております。また、監査役会につきましても、当事業年度に開催された15回のすべてに出席し、主に監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役 南 敦	南 敦氏は、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。また、監査役会につきましても、当事業年度に開催された15回のすべてに出席し、主に監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	70 百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	71 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 一部子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。
3. 当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、各種アドバイザリー業務などの対価を支払っております。
4. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項に定める同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次の通りであります。

① 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 取締役会は、「取締役会規程」に基づき、重要な業務執行について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督し、適法性の確認を行う。
- 2) 「経営理念」、「行動指針」、「サンケンコンダクトガイドライン」を制定し実施するとともに、代表取締役によるコンプライアンス精神及びその重要性の役職員への徹底並びに継続的な教育研修の実施等を通じ、法令及び定款の遵守徹底を図る。
- 3) 内部監査部門は、当社及びグループ各社の業務執行を監査するとともに、内部通報制度の運用を通じてコンプライアンス体制の実効性を確保する。
- 4) 金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）に適切に対応するため、内部監査部門にJ-SOX担当を置き、全社的な見直しと改善を継続的に行うことで、財務情報の信頼性を確保する。
- 5) 反社会的勢力とは一切関係を持たず、平素から警察や弁護士などの外部機関との信頼関係・連携体制の構築に努め、不当要求に対しては毅然とした態度で臨み、断固拒絶する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等の重要な会議記録並びに決裁結果等の業務執行に関する記録は、法令及び社内規程の定めに基づき適切に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 重要な投資あるいは新規事業等に伴うリスクについては、取締役会、経営会議その他の重要な会議において多面的な検討を行い、慎重に決定する。
- 2) 内部監査部門は、内部監査を通じて当社及びグループ各社における業務リスクの把握・分析を行い、危機管理委員会はグループ全体での統一的・横断的なリスク管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会において中期経営計画及び年次予算の策定を行い、業績の進捗に関する報告に基づき業務執行の状況を確認するほか、経営会議において月次の業績管理を行う。
- 2) 経営会議は、取締役会に付議すべき議案及び代表取締役が執行にあたる会社業務のうち、基本的かつ重要な事項について審議を行うとともに、執行役員制度の活用により迅速かつ機動的な業務執行を行う。
- 3) 「組織・権限基本規程」、「業務分掌規程」等を整備し、各部門の責任と権限を明確化するとともに、組織間の適切な役割分担と連携に努めることで、効率的な意思決定・業務執行を行う。

⑤ 当社及びグループ各社における業務の適正を確保するための体制

- 1) 当社は必要に応じ、グループ各社に当社の役職員を取締役として派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営の推進に当たる。
- 2) 「関係会社管理規程」、「マネジメントガイドライン」により、当社及びグループ各社間における職務範囲、権限と責任、当社に報告すべき事項等を明確にする。
- 3) グループ各社ごとに当社の担当組織を定め、密接な情報交換のもと、各社の経営指導及び業績管理を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項

- 1) 監査役会事務局等の事務については、法務部門のスタッフがこれを補助する。
- 2) 監査役から求めがあった場合、取締役と監査役の協議により、監査役の職務を補助する専任スタッフの設置並びにその人事を決定する。
- 3) 当該専任スタッフは、各監査役の指示に従うこととし、取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性を確保する。

⑦ 監査役への報告に関する体制

- 1) 常任監査役は、経営会議に出席するほか主要な文書を読覧・受領することで、当社及びグループ各社の業務に関する情報を取得し、その内容を監査役会に報告する。
- 2) 取締役、内部監査部門及び会計監査人は、それぞれ監査役と定期的に会合をもち、当社及びグループ各社の経営状況あるいは監査結果を報告する。
- 3) 役職員は、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実が発生した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合、監査役にその内容を報告する。
- 4) 内部監査部門は、内部監査の結果及び内部通報制度の運用状況と通報内容を監査役に報告する。
- 5) 内部通報制度に係る規程を整備し、通報者が通報したことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する。

⑧ 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査役がその職務を執行する上で生じる費用について、監査役から前払いまたは償還等の請求があったときは、当該費用が必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

⑨ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は監査の基準、計画及び方針を定め、各監査役は自己の専門性、経験を踏まえたうえで適切に監査を行い、効率的で実効性の高い監査体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに対する取組みの状況

内部監査部門がテーマを定め当社の内部監査を実施しており、グループ企業につきましても、定期的に管理体制全般についての内部監査を実施しております。これら内部監査の計画・進捗・結果については、定期的に監査役に報告しております。金融商品取引法に基づく内部統制報告制度（以下「J-SOX」といいます。）につきましては、内部監査部門内のJ-SOX担当が、全社的な見直しと改善を継続的に行い、財務情報の信頼性確保に努めております。また、当社のコンプライアンスの基本マニュアルである「サンケンコンダクトガイドライン」の内容について、定期的に教育研修を実施しコンプライアンス意識の浸透を図っております。また、内部通報制度を整備・運用しており、その運用状況と通報内容は、定期的に監査役に報告しております。

反社会的勢力への対応につきましては、役員及び従業員が常に注意を払うとともに、警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を実施し、継続的に協力体制を整備しております。

② 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスクに関する統括組織として危機管理委員会を設置しております。当事業年度は2回開催し、リスクの把握・分析・対応に努めるとともに、災害を想定した訓練を実施しております。

内部監査及び内部通報制度の運用を通じ、当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実の発生を把握した場合、もしくは業務執行に関する不正行為を発見した場合には、都度、監査役にその内容を報告するほか、個別に勧告・是正を行っております。

③ 職務執行の適正性及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役8名で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。当事業年度、取締役会は10回開催され、各議案についての審議、業務執行状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されているものと考えております。

④ 当社グループにおける業務の適正性に対する取組みの状況

グループ各社に当社の役職員を派遣し、当社グループ経営方針の徹底、重要な業務執行の決定並びに効率的な経営を推進しております。また、グループ各社と当社担当部門との間で事前に協議すべき事項等を規定し運用しております。

⑤ 監査役監査の実効性確保に関する取組みの状況

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。当事業年度、監査役会は15回開催され、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。また、監査役は、代表取締役社長及び内部監査部門並びに会計監査人と定期的に会合し、コンプライアンスや内部統制の整備・運用状況などについて意見交換を行っております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式については、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められているため、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思により決定されるべきであり、当社株式に対する大規模な買付行為に応じて当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当該株式を保有する株主の皆様の意思によるべきものと考えます。

しかしながら、当社及び当社グループの経営にあたっては、独自のウエーハプロセスや半導体デバイスの製造技術、また回路技術を駆使した電源システムとオプティカルデバイスの組み合わせなど、幅広いノウハウと豊富な経験が必要になります。更に、お客様・取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者に、これらへの理解が無い場合、将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできず、当社の企業価値及び株主共同の利益が著しく損なわれる可能性があります。

また、大規模な買付行為の中には、高値で株式を会社関係者に引き取らせる行為など、株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合もあります。このような場合、当社は当該大規模買付行為の是非に関し、株主の皆様に適切にご判断頂くため、大規模買付行為を行おうとする者に対し、必要な情報の提供を求めるとともに、適切な情報開示や株主の皆様が検討に必要とする時間確保にも努め、また、金融商品取引法、会社法その他関係法令の許容する範囲内において、適切な措置を講ずるべきと考えております（以下「基本方針」といいます。）。

(2) 基本方針実現のための企業価値向上に向けた取組み

当社では、経営理念に則り、半導体をコアビジネスに技術力と創造力の革新に努め、独自技術によるグローバルな事業展開を進めるとともに、企業に対する社会的要請や環境調和への着実な対応を通じて、企業価値を最大限に高めるべく、確固たる経営基盤の確保に邁進しております。更に、中長期的な会社の経営戦略として、3ヶ年にわたる中期経営計画を策定しており、その実現に向け、グループを挙げて取組んでおります。

また、当社では、独立系パワー半導体メーカーというポジションと、それを最大限活用する経営方針・経営計画へのご理解を深めて頂くため、各ステークホルダーとの対話を緊密化させ、企業価値への適正な評価が得られるように努めております。

コーポレート・ガバナンス体制の強化としては、独立社外取締役の選任により取締役会の監督機能を強化するとともに、執行役員制度を通じ機動的な業務執行体制の構築、マネジメント機能の強化を推進しております。加えて、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の実現と、事業年度における取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。

当社取締役会は、これら取組みが、当社の企業価値を向上させるとともに、当社株主共同の利益を著しく損なう様な大規模買付行為の可能性を低減させると考えております。従って、これら取組みは基本方針に沿ったものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えております。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)		
流動資産	103,903	110,625
現金及び預金	23,564	32,752
受取手形及び売掛金	33,586	34,656
商品及び製品	14,888	12,061
仕掛品	19,633	20,600
原材料及び貯蔵品	7,539	4,969
その他	4,757	5,644
貸倒引当金	△65	△58
固定資産	84,288	74,734
有形固定資産	72,604	63,968
建物及び構築物	24,027	20,833
機械装置及び運搬具	34,731	30,690
工具器具備品	2,042	1,427
土地	6,166	5,712
リース資産	62	503
建設仮勘定	5,574	4,800
無形固定資産	4,955	5,114
ソフトウェア	2,786	2,936
その他	2,169	2,177
投資その他の資産	6,729	5,651
投資有価証券	1,093	1,407
繰延税金資産	1,221	1,302
退職給付に係る資産	18	399
その他	4,637	2,782
貸倒引当金	△241	△242
資産合計	188,192	185,359

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	当期	前期 (ご参考)
(負債の部)		
流動負債	56,409	69,683
支払手形及び買掛金	18,075	20,634
短期借入金	12,991	13,339
一年内長期借入金	646	500
一年以内償還予定社債	—	15,000
コマーシャル・ペーパー	11,000	7,000
リース債務	30	87
未払法人税等	591	412
未払費用	11,705	11,337
その他	1,368	1,370
固定負債	53,242	43,392
社債	35,000	25,000
長期借入金	11,855	11,475
リース債務	41	67
繰延税金負債	1,508	1,796
役員退職慰労引当金	33	25
退職給付に係る負債	2,832	2,632
その他	1,970	2,395
負債合計	109,651	113,076
(純資産の部)		
株主資本	63,292	59,846
資本金	20,896	20,896
資本剰余金	26,214	26,003
利益剰余金	20,204	16,964
自己株式	△4,023	△4,017
その他の包括利益累計額	△5,012	△4,510
その他有価証券評価差額金	45	390
為替換算調整勘定	212	△909
退職給付に係る調整累計額	△5,270	△3,991
非支配株主持分	20,261	16,947
純資産合計	78,541	72,283
負債純資産合計	188,192	185,359

連結計算書類

連結損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	173,650	175,209
売上原価	126,150	126,840
売上総利益	47,499	48,369
販売費及び一般管理費	36,968	36,342
営業利益	10,531	12,026
営業外収益	950	1,463
受取利息	171	80
受取配当金	44	39
為替差益	—	719
補助金収入	139	207
作業屑売却益	105	91
製品補償費戻入益	128	—
雑収入	362	324
営業外費用	2,308	1,681
支払利息	610	612
為替差損	1,069	—
製品補償費	69	102
雑損失	558	967
経常利益	9,173	11,808
特別利益	555	655
固定資産売却益	258	—
投資有価証券売却益	297	—
退職給付制度終了益	—	69
受取補償金	—	585
特別損失	700	18,968
固定資産売却損	—	0
固定資産処分損	457	97
特別退職金	122	190
関係会社整理損	—	364
減損損失	119	—
事業構造改革費用	—	18,315
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失 (△)	9,028	△6,505
法人税、住民税及び事業税	2,226	3,496
法人税等調整額	89	470
当期純利益又は当期純損失 (△)	6,712	△10,472
非支配株主に帰属する当期純利益	2,745	948
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	3,967	△11,421

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

単位：百万円

科目	当期	前期 (ご参考)
(資産の部)		
流動資産	75,568	84,066
現金及び預金	8,410	16,656
受取手形	2,601	2,137
売掛金	24,827	26,921
商品及び製品	9,043	8,060
仕掛品	1,573	1,709
原材料及び貯蔵品	2,163	2,247
前払費用	625	484
短期貸付金	12,164	15,839
未収入金	16,961	13,566
その他	569	1,368
貸倒引当金	△3,372	△4,923
固定資産	50,958	46,010
有形固定資産	6,295	5,234
建物	3,307	2,821
構築物	121	116
機械装置	1,381	877
車輛運搬具	0	0
工具器具備品	703	519
土地	721	721
リース資産	2	23
建設仮勘定	57	155
無形固定資産	2,738	2,897
ソフトウェア	2,715	2,865
リース資産	2	4
その他	19	28
投資その他の資産	41,924	37,877
投資有価証券	1,080	1,388
関係会社株式	23,306	22,419
長期貸付金	15,499	17,203
前払年金費用	3,603	3,103
その他	822	1,138
貸倒引当金	△2,387	△7,375
資産合計	126,527	130,076

科目	当期	前期 (ご参考)
(負債の部)		
流動負債	46,288	54,972
支払手形	2,149	2,522
買掛金	14,542	15,639
短期借入金	15,092	11,039
一年以内償還予定社債	—	15,000
コマーシャル・ペーパー	11,000	7,000
リース債務	6	21
未払金	421	706
未払費用	2,529	2,780
未払法人税等	161	34
前受金	19	65
預り金	113	110
その他	252	51
固定負債	43,921	34,183
社債	35,000	25,000
長期借入金	8,000	8,000
リース債務	4	10
繰延税金負債	520	611
その他	397	561
負債合計	90,209	89,156
(純資産の部)		
株主資本	36,271	40,532
資本金	20,896	20,896
資本剰余金	10,207	10,207
資本準備金	5,225	5,225
その他資本剰余金	4,982	4,982
利益剰余金	9,190	13,445
その他利益剰余金	9,190	13,445
固定資産圧縮積立金	36	37
繰越利益剰余金	9,154	13,407
自己株式	△4,023	△4,017
評価・換算差額等	45	387
その他有価証券評価差額金	45	387
純資産合計	36,317	40,920
負債純資産合計	126,527	130,076

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

損益計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当 期	前 期 (ご参考)
売上高	110,288	110,905
売上原価	102,889	99,907
売上総利益	7,399	10,997
販売費及び一般管理費	9,342	10,513
営業利益又は営業損失 (△)	△1,943	484
営業外収益	1,395	33,274
受取利息	378	244
受取配当金	782	32,468
為替差益	—	444
雑収入	233	116
営業外費用	2,490	1,101
支払利息	530	535
為替差損	698	—
製品補償費	69	102
関係会社貸倒引当金繰入額	905	161
雑損失	286	302
経常利益又は経常損失 (△)	△3,038	32,656
特別利益	294	—
投資有価証券売却益	294	—
特別損失	762	20,625
固定資産処分損	422	21
関係会社整理損	—	343
減損損失	340	—
事業構造改革費用	—	20,260
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△3,506	12,031
法人税、住民税及び事業税	△36	△15
法人税等調整額	57	424
当期純利益又は当期純損失 (△)	△3,528	11,621

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 田 英 仁 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 辺 敦 子 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンケン電気株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月17日

サンケン電気株式会社
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 内 田 英 仁 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 辺 敦 子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンケン電気株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第102期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門であるCSR室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び各事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、実地調査を行いました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月27日

サンケン電気株式会社 監査役会

常任監査役（常勤）	太 田	明	Ⓔ
監 査 役（常勤）	鈴 木	昇	Ⓔ
社外監査役	和 田	幹 彦	Ⓔ
社外監査役	南	敦	Ⓔ

以 上

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社では、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要施策の一つと位置付け、事業の積極展開により収益力の向上と財務体質の改善を進め、経営全般の基盤強化を図る上で必要となる内部留保を確保しつつ、安定的かつ着実な配当を実施することを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、上記の基本的な考え方を踏まえた上で、当連結会計年度の業績結果、配当原資となる個別純資産の状況並びに今後の開発投資、設備投資など中期経営計画の実現に必要な資金の確保等を総合的に勘案し、1株につき15円とさせて頂きたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき	金 15円
	配当総額	363,491,175円
(2) 剰余金の配当が効力を生じる日	2019年6月24日	

<ご参考>

- ・当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
- ・この株式併合前の2018年9月30日を基準日として、1株当たり3円の間配当をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は、株式併合後に換算しますと、中間配当金15円と期末配当金15円を合わせた1株当たり30円に相当します。

第2号議案

取締役9名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を増員し、取締役9名のご選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次の通りであります。

候補者番号

1

わだ
和田

たかし

節

(1954年9月3日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社
2007年4月 生産本部生産統括部長
2007年6月 執行役員就任
2009年4月 生産本部長
2009年6月 取締役常務執行役員就任
2012年6月 取締役専務執行役員就任
2015年4月 代表取締役社長就任（現任）

所有する当社株式数

普通株式 10,100株

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の生産部門を牽引するとともに、生産子会社の構造改革にも注力してまいりました。2009年6月より取締役として経営に携わり、2015年4月には代表取締役社長に就任し、以降、成長が期待される事業領域への注力と財務体質改善に努めるとともに、売上規模拡大に向けた生産能力増強を進めてまいりました。

こうした中、2017年度には事業構造改革として、収益力の向上と財務体質の強化に向けた抜本的な施策に着手するとともに、製品開発力の強化についても積極的な施策を進めております。更には、グループの中長期的成長を目指す「2018年中期経営計画」を策定し、構造改革後の成長戦略の要となる開発改革を実施してきました。また、働き方改革本部を設置し、業務改革、制度改革、人材開発、組織開発を通じた企業文化の変革にも注力しております。

こうした企業経営に関する豊富な経験と高度な見識は、当社経営、ひいてはグループ成長戦略に欠かせないものと判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

ほしの まさお

星野 雅夫 (1959年1月23日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2016年6月	取締役専務執行役員就任(現任)
2002年4月	半導体本部技術統括部集積回路開発部長	2018年4月	デバイス事業本部長(現任)
2006年4月	技術本部先行技術開発統括部長		
2007年6月	執行役員就任		
2009年4月	技術本部長		
2009年6月	取締役上級執行役員就任		
2012年6月	取締役常務執行役員就任		

所有する当社株式数

普通株式 2,500株

取締役候補者とした理由

長年にわたり半導体デバイスの開発に従事し、同製品の開発において当社に多大な貢献をしております。2009年以降は技術開発部門の長として重要な職責を担い、長期にわたり当社の開発を統括してきた人材であります。2018年以降は、デバイス事業本部長として、技術から生産まで、半導体デバイス事業全体を統括しております。今後、更に増加して行くパワーデバイスの需要に的確に対応して行くためには、星野氏の経験と知識は欠かせないものと判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

3

すずき よしひろ

鈴木 善博 (1958年10月10日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2013年6月	取締役上級執行役員就任
1998年10月	半導体本部生産統括部アレグログループリーダー	2015年6月	取締役常務執行役員就任(現任)
2001年5月	アレグロ マイクロシステムズ インク (現 アレグロ マイクロシステムズ エルエルシー)	2017年7月	サンケン ノースアメリカ インク 取締役会長就任(現任)
	取締役副社長就任	2018年4月	欧米事業戦略本部長(現任)
2005年4月	管理本部経営企画部長		
2006年4月	海外事業戦略室長		
2006年6月	執行役員就任		
2011年6月	上級執行役員就任		
2013年3月	サンケン ノースアメリカ インク (現 アレグロ マイクロシステムズ インク)		
	取締役CEO就任		

所有する当社株式数

普通株式 9,500株

取締役候補者とした理由

長年にわたり当社の海外事業を主導するとともに、2001年より主要子会社である米国アレグロ社の経営に携わってまいりました。2013年3月からは米国統括子会社であるサンケン ノースアメリカ インク (現 アレグロ マイクロシステムズ インク) の経営者として、当社グループにおいて重要な位置付けとなる米国ビジネスを推進してまいりました。現在、米国アレグロ社では、更なる事業規模拡大及び開発力強化などの成長戦略を進めており、この中で鈴木善博氏は重要な役割を担っております。こうした経験と知識は当社経営において欠かせないものと判断し、取締役候補者としたしました。

候補者番号

4

すずき かずのり

鈴木 和則 (1957年9月17日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	当社入社	2012年4月	営業本部長 (現任)
1996年8月	半導体本部半導体第一販売事業部第一営業部 営業一課長	2012年6月	取締役上級執行役員就任
2002年5月	サンケンパワー システムズ (ユークー) リミテッド 取締役社長就任	2016年6月	取締役常務執行役員就任(現任)
2007年4月	営業本部海外営業統括部長		
2008年6月	執行役員就任		

所有する当社株式数

普通株式 3,400株

取締役候補者とした理由

長年にわたり半導体デバイス製品の販売に従事し、販売戦略推進に貢献してまいりました。2012年からは、営業本部長となり、パワーシステム事業も含めたグローバルな販売戦略を統括し、特に、白物家電向けを中心とする海外市場の売上拡大において、成果を挙げてまいりました。その経験と知識は当社経営において欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

たかに ひでお

高荷 英雄 (1958年9月27日生)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2012年4月	営業本部長 (現任)
2007年4月	管理本部知財法務室長	2012年6月	取締役上級執行役員就任
2010年4月	管理本部IR室長兼知財法務室長	2016年6月	取締役常務執行役員就任(現任)
2011年10月	管理本部経営企画室長兼知財法務室長		
2014年6月	執行役員就任		
2016年4月	管理本部長 (現任)		
2016年6月	取締役上級執行役員就任(現任)		

所有する当社株式数

普通株式 1,600株

取締役候補者とした理由

長年にわたり管理部門に従事し、法務、知的財産、IR、海外拠点管理、経営企画など、幅広い分野を経験し、2016年4月からは管理本部長に就任しております。こうした豊富な経験と、グループ経営管理に関する深い知識は、当社の経営において欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

6

いとう しげる

伊藤 茂 (1964年2月21日生)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
 2006年4月 技術本部 P S 事業部技術部長
 2007年4月 技術本部 P S 事業部長
 2009年6月 執行役員就任
 2015年4月 パワーシステム本部パワーマーケティング統括部長
 2017年4月 パワーシステム本部長 (現任)
 2018年6月 取締役上級執行役員就任 (現任)

■ 所有する当社株式数

普通株式 1,800株

■ 取締役候補者とした理由

長年にわたりパワーシステム製品の開発に従事し、パワーシステム事業において主導的な役割を担ってまいりました。2017年以降はパワーシステム本部長として重要な職責を担い、同事業を牽引しております。また、ユニット製品の構造改革に注力し、同製品の黒字化の目的を付けるなどの成果を挙げております。今後、更にパワーシステム事業を拡大して行くためには、伊藤氏の経験と知識は欠かせないものと判断し、取締役候補者いたしました。

候補者番号

7

リチャード R. ルーリー (1948年1月21日生)

社外取締役候補

独立役員

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年5月 米国ニューヨーク州弁護士資格取得
 1989年9月 ケリー ドライ アンド ウォレン法律事務所
 パートナー (2015年1月同事務所退職)
 2003年6月 米国ニュージャージー州弁護士資格取得
 2013年3月 サンケン ノースアメリカ インク
 (現 アレグロ マイクロシステムズ インク)
 社外取締役就任(現任)
 2014年6月 当社 社外取締役就任(現任)
 2016年6月 日立造船株式会社 社外取締役就任(現任)

■ 所有する当社株式数

普通株式 - 株

■ 在任年数

5年 (本総会最終時)

■ 社外取締役候補者とした理由

長年にわたり米国弁護士事務所のパートナーを務め、国際的な企業法務の経験と知識を有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂けるものと考えております。また、独立した立場から、弁護士としての客観的な視点で経営を監視頂くことが期待できますので、当社取締役会の監督機能強化に大いに貢献頂けるものと考えております。

2018年11月からは指名委員会及び報酬委員会の委員に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性の確保並びに適切性の向上に貢献頂いております。なお、リチャード R. ルーリー氏は過去及び現在において、当社の重要な米国子会社の社外取締役に就任しておりますので、グループ経営の面においても同様に貢献頂けるものと考えております。これらのことから、同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役の候補者いたしました。

候補者番号

8

ふじた のりはる

藤田 則春 (1950年9月26日生)

社外取締役候補

独立役員

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年9月	監査法人伊東会計事務所 入所	2013年7月	藤田則春公認会計士事務所 代表(現任)
1980年5月	イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校 MBA取得	2015年8月	中国中信集団有限公司 社外取締役就任 (2018年4月退任)
1980年7月	ICIジャパン株式会社 入社	2016年6月	当社 社外取締役就任(現任)
1989年1月	アーンスト アンド ヤング エルエルピー シカゴ事務所 シニアマネジャー	2018年8月	アレグロ マイクロシステムズ インク 社外取締役就任 (現任)
1997年10月	アーンスト アンド ヤング エルエルピー ニューヨーク事務所 パートナー (2007年6月同社退職)		
2008年9月	新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責 任監査法人) 常務理事		
2008年10月	新日本有限責任監査法人 JBSグローバル 統括責任者(2013年6月同監査法人退職)		

所有する当社株式数

普通株式 - 株

在任年数

3年(本総会終結時)

社外取締役候補者とした理由

藤田氏は、日本及び米国における公認会計士資格を有しており、財務及び会計に関する高度な知見を有しております。また、米国の監査法人においてパートナーを務められるなど、豊富な国際経験も有しており、グローバル経営推進の観点で有益な助言・提言を頂いております。なお、同氏は当社の会計監査人である監査法人に属してはいたしましたが、当社の会計監査に直接的に関与することではなく、海外進出企業向けのコンサル業務を主体とするJBSグローバル統括責任者に就いておりました。また、同監査法人を退職してから、既に約6年が経過しておりますので、独立した立場を確保しつつ、客観的な視点で当社経営を監視頂くことができます。

2018年11月からは指名委員会の委員及び報酬委員会の委員長に就任頂いており、当社のコーポレートガバナンスの透明性確保と適切性向上に貢献頂いております。なお、藤田則春氏は、当事業年度から当社の重要な米国子会社の社外取締役に就任しておりますので、グループ経営の面においても同様に貢献頂けるものと考えております。また、グループでの中長期的な成長戦略を進める中、業務執行全般の適切性確保及び監督機能強化に大いに貢献を頂いております。これらのことから、藤田氏は職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役の候補者といたしました。

候補者番号

ひがし えみこ

9

東 恵美子 (1958年11月6日生)

社外取締役候補

新任

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年2月	ワッサー・スタイン・ペレラ アンド カンパニー インク ディレクター	2016年6月	メットライフ生命保険株式会社 社外取締役 就任(現任)
1994年5月	メリルリンチ アンド カンパニー インク投資 銀行部門担当マネージング ディレクター	2016年6月	武田薬品工業株式会社 社外取締役就任(現任)
2000年4月	ギロ・ベンチャーズ エルエルシー CEO	2017年5月	ランパス インク 社外取締役就任(現任)
2003年1月	東門パートナーズ エルエルシー マネージング ディレクター(現任)		
2010年11月	KLAテンコア コーポレーション(現 KLA コーポ レーション)社外取締役就任(現任)		
2014年10月	インベンセンス インク 社外取締役就任		

所有する当社株式数

普通株式 - 株

社外取締役候補者とした理由

東氏は、長年の米国投資銀行での勤務経験から、国際的なコーポレートファイナンスに関する豊富な知識と経験を有しております。2003年には東門パートナーズ社を設立し、以来、長年にわたりコーポレートファイナンスとコーポレートガバナンスに関連したビジネスをご自身で経営しております。また、半導体関連の米国上場企業において社外取締役に就任するなど、グローバルな半導体業界の知見も有しております。こうした、コーポレートファイナンス及びコーポレートガバナンスのビジネス経験と半導体業界に関するグローバルな知見は、当社取締役会全体としての機能を向上させるとともに、業務執行全般の適切性確保にも寄与するものと考えております。これらのことから、東氏は社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役の候補者としていたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社株式数は、2018年10月1日付で実施いたしました、普通株式5株を1株に併合する株式併合後の株式数を記載しております。
3. 独立役員の届出に関する事項
- ・リチャード R. ルーリー及び藤田則春の両氏は、独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定です。また、東恵美子氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、同氏の選任をご承認頂いた場合、新たに独立役員となる予定です。
4. 社外取締役候補者に関する事項
- ・当社は、リチャード R. ルーリー及び藤田則春の両氏と、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。本議案が原案通り承認された場合、当該責任限定契約を継続するとともに、新たに東恵美子氏との間においても、上記内容の責任限定契約を締結する予定です。

招集ご通知

事業報告

計算書類等

監査報告書

株主総会参考書類

第3号議案

監査役1名選任の件

監査役 和田幹彦氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次の通りであります。

ひらの ひでき

平野 秀樹 (1954年8月30日生)

社外監査役候補

新任

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社埼玉銀行入行	2014年10月	株式会社ダイゾー社外監査役就任(現任)
2008年4月	株式会社埼玉りそな銀行 常務執行役員就任 埼玉営業本部長	2015年6月	株式会社サンテック社外監査役就任(現任)
2009年10月	同行 常務執行役員 コンプライアンス統括部 担当兼融資企画部担当兼リスク統括部担当 (2010年6月退任)		
2010年6月	りそな債権回収株式会社代表取締役社長就任 (2011年9月退任)		
2012年4月	りそな保証株式会社代表取締役社長就任 (2015年3月退任)		

所有する当社株式数

普通株式 - 株

社外監査役候補者とした理由

平野氏は、過去の銀行勤務の経験から、財務・会計に関する高い知見を有しております。また、長年の企業経営者としての経験も有しておりますので、同氏が社外監査役に就任した場合、経営者の目線から監査頂けるものと考えております。こうしたことから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

(注) 1. 監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 独立役員の届出に関する事項

- 平野秀樹氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を充たしており、同氏の選任をご承認頂いた場合、新たに独立役員となる予定です。

3. 社外監査役候補者に関する事項

- 本案が原案通り承認された場合、当社は、平野秀樹氏と、会社法第427条第1項の規定により、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。
- 平野秀樹氏は、2019年6月21日開催予定の株式会社サンテック第72回定時株主総会終結の時をもって、同社の社外監査役を任期満了により退任する予定です。

取締役及び監査役の報酬額改定の件

現在の取締役及び監査役の報酬額は、2006年6月23日開催の第89回定時株主総会において、取締役については月額2,500万円以内、監査役については月額500万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、このたび取締役会の監督機能とコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役を1名増員することに加え、取締役の責務や期待される役割が増大していること、さらには、経済情勢の変化及び諸般の事情等を考慮いたしまして、より業績との連動性を高めた、機動的な報酬政策を可能とするため、現行の月額による定めを年額による定めに変更することとし、取締役の報酬額を年額5億円以内（うち社外取締役分は年額2億円以内）に改定させて頂きたいと存じます。また、監査役の報酬額につきましても、経済情勢の変化及び諸般の事情等を考慮いたしまして、年額8,000万円以内に改定させて頂きたいと存じます。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名ですが、第2号議案（取締役9名選任の件）が原案通り承認されますと、取締役は9名（うち社外取締役は3名）となります。

取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」及び「賞与」で構成されていますが、本議案は、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、新たに業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の範囲内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、第4号議案においてご承認をお願いしております取締役の報酬の限度額（年額5億円以内（うち社外取締役は年額2億円以内））とは別枠で、新たな業績連動型株式報酬を、2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

なお、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は、社外取締役3名を除く6名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者となる取締役	・ 当社の取締役（社外取締役を除く）
② 対象期間	・ 2020年3月31日で終了する事業年度から2022年3月31日で終了する事業年度までの3事業年度
③ ②の対象期間において、①の取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	・ 合計 金270百万円
④ 当社株式の取得方法	・ 自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含む）から取得する方法
⑤ ①の取締役に付与されるポイント総数の上限	・ 1事業年度あたり90,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	・ 役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与 ・ 本年度の業績目標の達成度を評価する指標は、連結営業利益、ROE等
⑦ ①の取締役に對する当社株式の交付時期	・ 原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金270百万円を上限とする金銭を、対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法又は取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金90百万円を乗じた金額を上限

とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり90,000ポイントを上限とします。

なお、本年度については、報酬委員会において連結営業利益、ROE等の中長期的な業績目標を定め、株式交付規程の定めに従い、役位及び業績目標の達成度等に応じて0%～150%の範囲でポイント付与を行います。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時において所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使のご利用に際しては、次の事項をご了承の上ご利用頂きますようお願い申し上げます。なお、インターネットによる議決権の行使期限は、株主総会開催日の前日の午後5時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

1. スマートフォンをご利用の方

- ◆ 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取り頂くことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力頂く必要があります。

2. パソコンをご利用の方

- ◆ パソコンでのインターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用頂くことによるのみ可能です。

ウェブ行使

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

- ◆ インターネットにより議決権を行使される場合には、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。
- ◆ インターネットと書面の両方で議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
- ◆ 議決権行使ウェブサイトをご利用頂く際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。
- ◆ パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - ・ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
 - ・ パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する大切な情報になりますので、大切にお取扱い下さい。
 - ・ パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

3. パソコン等の操作方法その他に関するお問い合わせ先について

- ◆ 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は下記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

① 証券会社に口座をお持ちの株主様 : お取引の証券会社あてお問い合わせ下さい。

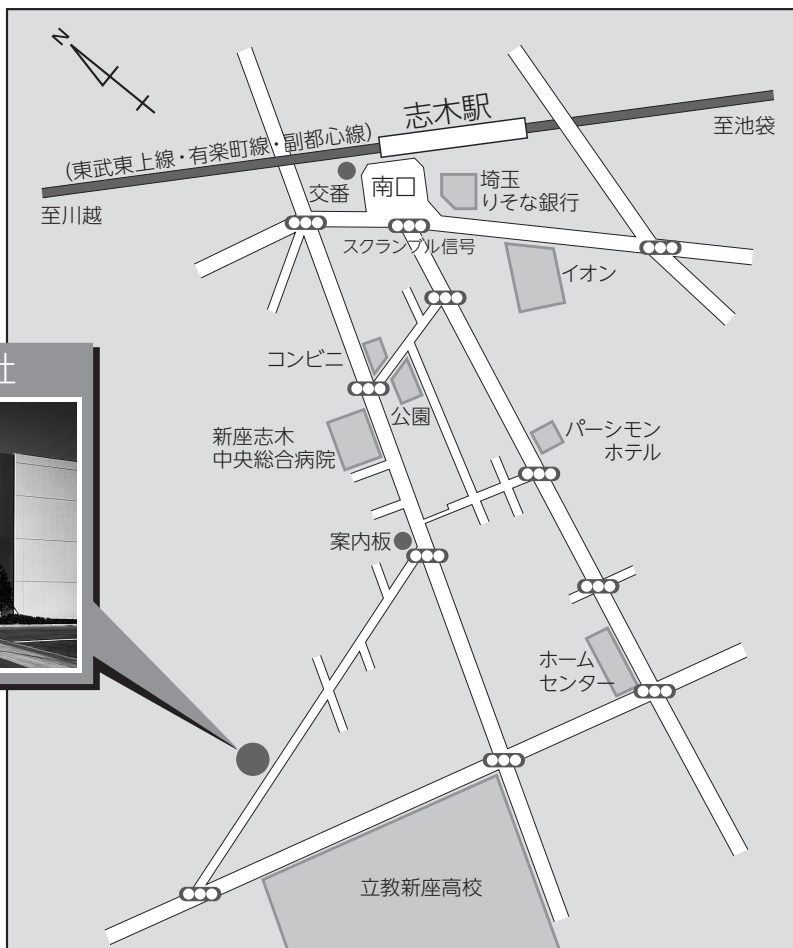
② 証券会社に口座のない株主様 (特別口座にて株式をお持ちの株主様) :

三井住友信託銀行 証券代行部

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日・祝日を除く)

株主総会会場ご案内図

会 場 埼玉県新座市北野三丁目6番3号 当社本社
電話番号 (048) 472-1111 (代)
交通機関 東武東上線 志木駅(南口)下車 徒歩15分



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

